

高島町危険空き家等除却事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

高島町長 高 梨 忠 博 殿

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号

高島町危険空き家等除却事業補助金交付規程第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 空き家等の所有者	住 所			
	氏 名			
2 空き家等の所在地	高島町			
3 空き家等の構造、建築年及び床面積	構 造	造	建 築 年	年
	床 面 積	1階	m ² 、2階以上	m ² 、計 m ²
4 除 却 事 業 費	円			
5 補助金交付申請額	補助対象経費 円 × 3/5 (限度額:80万円)			
6 事 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
7 添 付 書 類 等	<input type="checkbox"/> 「木造住宅の不良度測定基準」の評点表 <input type="checkbox"/> 補助対象空き家等の位置図、工事着手前の現況写真 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の見積書及び内訳(明細)書の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(未登記の場合は、土地家屋名寄帳) <input type="checkbox"/> 個人情報の取得に関する承諾書 <input type="checkbox"/> 各同意書() <input type="checkbox"/> その他()			
【高島町記入欄】 現 地 調 査	調 査 年 月 日	令和 年 月 日		
	確 認 者 (職 氏 名)	Ⓜ		
	対 象 空 家 等 適 合	適 ・ 不 適		
	補 助 金 交 付 の 可 否	可 ・ 否		

高畠町危険空き家等除却事業補助金変更交付(取下げ)承認申請書

令和 年 月 日

高畠町長 高 梨 忠 博 殿

【交付決定者】

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定を受けた補助金について、高畠町危険空き家等除却事業補助金交付規程第10条の規定により、申請事項を変更(取下げ)したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 危険空き家等の所在地	高畠町
2 変更の内容又は取下げの理由	
3 交付決定通知額	円
4 変更後の交付申請額	円
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 変更する除却工事の見積書及び内訳書の写し等 <input type="checkbox"/> その他()

高島町危険空き家等除却事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

高島町長 高 梨 忠 博 殿

【交付決定者】

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定を受けた補助金について、高島町危険空き家等除却事業補助金交付規程第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 危険空き家等の所在地	高島町	
2 補助事業完了年月日	年 月 日	
3 添付書類等	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し <input type="checkbox"/> 工事状況写真(施工中・完了後) <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する処分証明書類(廃棄物マニフェスト等) <input type="checkbox"/> その他()	
【高島町記入欄】 現地調査	調査年月日	令和 年 月 日
	確認者(職氏名)	Ⓜ

高島町危険空き家等除却事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

高島町長 高 梨 忠 博 殿

【交付決定者】

住 所

氏 名

印

電話番号

令和 年 月 日付け建第 号で額の確定を受けた補助金について、高島町危険空き家等除却事業補助金交付規程第13条の規定により、下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

振 込 口 座	金 融 機 関	銀行 金庫 組合
	本 支 店	本店 支店
	口 座 番 号	
	口 座 種 別	普通 ・ 当座
	(フリガナ)	
	口 座 名 義 人	

○通帳の表紙及び1ページ目の写しは別添のとおり

高島町危険空き家等除却事業跡地管理人届出書

令和 年 月 日

高島町長 高 梨 忠 博 殿

【交付決定者】

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定を受けた補助金について、高島町危険空き家等除却事業補助金交付規程第16条の規定により、跡地管理人を下記のとおり届け出ます。

1 危険空き家等を除却した所在地	高島町
2 跡地管理人の住所、氏名及び任務等の承諾の押印	跡地管理人の任務の遂行及びその他本書に記載の事実について認め、私が跡地管理人となることを承諾します。 承諾の日 令和 年 月 日 跡地管理人 住所 氏名 ⑩
3 交付決定者との関係	
4 跡地管理人の任務	1. 解体撤去後の跡地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄その他により、当該空き家等の所在地又は当該地近隣の住環境に支障が生じないように配慮し、適切に監理を行うこと。 2. 万が一、当該空き家等を除却した所在地又は当該地近隣の住環境に支障が生じたと認められる場合は、当該支障を受ける住民又は高島町長の要請により、ただちに当該支障を解消させること。